



介護保険ガイド

● 介護保険広報シリーズ 227 ●

成年後見制度について

◆ 成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどで、判断能力が不十分な人の日常生活を法律的に支援する仕組みです。現金や預貯金の管理、1人で行うことが難しい契約の締結や、本人にとって不利益な契約の取り消し、医療や介護サービスを利用するための手続きなど、対象者が安心して生活できるように後見人がサポートを行います。

■ 将来の不安に備えたい方・・・任意後見制度

将来、判断能力が不十分になったときに備えて、あらかじめ後見人になってもらいたい人物と契約を結んでおく制度です。判断能力が不十分になったときに何をしてもらいたいかを話し合い、その内容を公証役場で公正証書にしておきます。そして判断能力が不十分になったときに、家庭裁判所に申し立てを行うと、任意後見監督人が選任され、任意後見人によるサポートが始まります。

■ 今すぐにでも支援が必要な方・・・法定後見制度

現在、判断能力が不十分な方に対する制度です。判断能力の程度により「後見」「保佐」「補助」の3種類にわけられています。法定後見制度を利用するためには、4親等内の親族による家庭裁判所への申し立てが必要です。家庭裁判所は、どのような支援が必要なのかを考慮して、家族、法律・福祉の専門家（弁護士・司法書士・社会福祉士）、法人などから適任者を「後見人」に選任します。

区 分	後 見	保 佐	補 助
名 称	成年後見人	保佐人	補助人
対 象 者	日常生活で判断能力がほとんどない人	日常生活で判断能力が著しく不十分な人	日常生活で判断能力が不十分な人
支援内容	すべての法律行為を行えます	基本的に法律上に定められた重要な行為の同意権が付与されます	申し立ての範囲内で、家庭裁判所が定める法律行為を行えます

◆ その他の支援事業

■ 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）

日常生活自立支援事業は、判断能力が不十分な方（認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者など）であっても福祉サービスの利用が適切にできるように援助を行い、それに伴う日常的な金銭管理などを併せて行うことで、地域の中での自立した生活を支援する事業です。

成年後見制度のお問い合わせ

本庁 健康福祉課 地域包括支援センター ☎43-2240 健康福祉課 福祉係 ☎43-2124
黒潮町権利擁護センター（社会福祉協議会） ☎43-2835

※黒潮町権利擁護センターとは、認知症や障がいがあっても、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすことができるよう支援する専門機関です。

令和6年度の介護保険料に納め忘れはありませんか？納期限内にお納めください。

○お問い合わせ 本庁 健康福祉課 介護保険係 ☎43-2116